

# 管路施設清掃工仕様書

# 第1章 総 則

## 1. 適用範囲

- (1) この仕様書は、周南市（以下「当市」という。）が管理する下水道管路施設（マンホール及びますを含む）内の清掃工に適用する。
- (2) 図面に記載された事項は、この仕様書に優先する。
- (3) 仕様書、図面（以下「設計図書」という。）に疑義が生じた場合は、当市及び受注者との協議により決定する。

## 2. 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、当市の発議による監督職員が請負人に対し、監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の発議により受注者が監督職員に報告し、監督職員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

## 3. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、清掃工を施工するにあたり、関連する法令、条例、規則等を遵守すること。
- (2) 使用人に対する諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。
- (3) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とすこれらの保険に加入すること。

## 4. 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けた上、清掃工に着手すること。
  - ア. 現場代理人届
  - イ. 工程表
  - ウ. 緊急連絡届
  - エ. 清掃工計画書
  - オ. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者届  
〔酸素欠乏・硫化水素作業主任者技能講習修了証の写しを添付のこと〕
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要があるときは、ただちに変更届を提出すること。

- (3) 受注者は、着手日から竣工日までの期間中「作業日報」を監督職員に提出すること。
- (4) 受注者は、清掃工が完了したときは、すみやかに次の書類を提出すること。
  - ア. 完了届
  - イ. 完了図書一式
  - ウ. 契約代金請求書
- (5) 前記各項のほか、監督職員が提出するように指示した書類は、指示した期日までに提出すること。

## 5. 官公署への手続き

受注者は、作業前に必要な道路使用、交通の制限等の届出又は許可申請を行い、その許可等を受けること。

## 6. 現場体制

- (1) 受注者は、契約締結後すみやかに代理人ならびに清掃工の技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐されて所定の業務に従事させること。
- (2) 管路内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させて所定の業務に従事させること。
- (3) 受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、担当の経験を有する者を従事させること。
- (4) 受注者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

## 7. 地先住民等との協調

- (1) 受注者は、清掃工を実施するにあたり、地先住民等に理解と協力を得ること。
- (2) 受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があったときは、遅滞なく監督職員に申し出てその指示を受け、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。
- (3) 受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬又は手数料等を受けてはならない。

なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について十分監督指導すること。
- (4) 使用人等が前項の行為を行ったときは、受注者がその責任を負うこと。

## 8. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道施設に損害を与えたときは、ただちに監督職員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに原形に復旧すること。
- (2) 受注者は、作業にあたり万一注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うこと。

## 9. 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表にしたがい、工程管理に適正に行うこと。
- (2) 予定の作業工程と実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて調査の円滑な進行を図ること。
- (3) 作業実施の都合上、官公庁の休日に作業を行う必要がある場合は、あらかじめその作業内容、作業時間等について監督職員の承諾をえること。

## 10. 作業記録写真

受注者は、次の各項にしたがって作業記録写真を撮影し、作業が完了したときは、工種ごとに工程順に編集したものを調査記録写真帳に整理し、「完了届」に添付して監督職員に提出すること。

- (1) 管きょ内から作業前、作業後の状況を同一方向で撮影すること。ただし管きょ内からの撮影が困難な場合は、他適切な方法で撮影を行うこと。
- (2) 人力又は機械の別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- (3) 写真には件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (4) 一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること
- (5) 写真は、原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス判とすること。
- (6) 撮影頻度
  - ア. 伏越し箇所 全箇所撮影すること。
  - イ. その他
- (7) 伏越し箇所について、写真撮影し異常箇所が有ればその箇所も撮影し記録表に記入すること。
  - ア. マンホール内
  - イ. マンホール蓋
  - ウ. 管路内
  - エ. 雨水ボックスカルバート内

## 第2章 安全管理

### 1. 一般事項

- (1) 受注者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止につとめ、その防止に必要な措置を講ずること。
- (2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は直ちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、「清掃工計画書」に明示し受注者の責任において実施すること。

### 2. 安全教育

- (1) 受注者は、作業に従事する者に対して定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業者の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏等危険作業に係わる業務について特別な教育を行うこと。

### 3. 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態を保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管きょ等に入入りし、又はこれら内部で作業を行う場合は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示にしたがい、酸素欠乏空気、有毒ガス等の有無を作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずること。  
なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し監督職員が提示を求めた場合はその指示にしたがうこと。
- (3) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督職員及びその他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、指導員を配置すること。

### 4. 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時作業現場周辺の住居者及び通行人の安全ならびに交通、流水等の円滑な処理につとめ、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 作業現場には、「下水道管路内清掃工」と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人及び車両交通等の安全の確保につとめること。

- (3) 作業区域内には、交通整理員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導及び整理を行うこと。
- (4) 作業を行う交通処理及び保安対策は、この仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示にしたがい、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督職員に提出すること。

## 5. その他

- (1) 受注者は、作業にあたって下水道施設又はガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一事故が発生したときは、緊急連絡体制にしたがい、ただちに監督職員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容の調査上、その結果を書面によりただちに当市に届け出ること。

## 第3章 清 掃 工

### 1. 一般事項

- (1) 受注者は、「清掃工計画書」に作業箇所、作業順序等を定め、事前に監督職員に報告した上で作業に着手すること。
- (2) 作業にあたっては、管口を傷めないようガイドローラー等を使用するなど必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 作業にあたり仮締切を必要とする場合は、監督職員の承諾をえること。  
この仮締切は、上流に溢水が起きない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。  
ただし、上流に溢水が生じる恐れがあるときは、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者が、監督職員の指示に反して作業を続行した場合及び監督職員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
- (5) 作業にあたり、道路その他の工作物を搬出土砂等で汚染させないこと。  
万一汚染させたときは、作業終了の都度、洗浄清掃すること。
- (6) 作業終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃につとめること。

### 2. 清掃工

- (1) 作業時間、作業範囲等  
作業実施にあたっては、道路使用許可条件を厳守して実施すること。
- (2) 土砂等の流下防止  
作業にあたって、下流側に土砂等を流出させないこと。万一下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を受注者の責任で取り除くこと。
- (3) 土砂等の積込、運搬  
ア. 受注者は、作業にあたって十分な運搬車両を配置すること。  
イ. 運搬車両は、事前に当市に届け出を行う。  
ウ. 運搬車両は、その使用にあたって、土砂等の流出・飛散ならびに臭気の漏れのない構造の車両とすること。
- (4) 堆積物等の処分  
堆積物等の処分地は、周南設備工業(株) 米川焼却工場とする。
- (5) 機械による清掃工  
ア. 高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により管きよを損傷することのないよう吐出圧に留意すること。

## 第4章 そ の 他

### 1. 作業の完了

作業を完了し、所定の書類が提出された後、当市検査員の検査をもって完了とする。

### 2. 検査

- (1) 受注者は、中間検査及び完了検査に立ち会うこと。
- (2) 受注者は、検査のための必要な資料（日報、写真、完了図書等）を、検査員の指示にしたがい提出すること。

### 3. その他

- (1) 作業個所において、下水道施設に破損、不当沈下、腐食等の異状を発見したときは、すみやかに監督職員に報告すること。
- (2) 設計図書の特に明示していない事項であっても、清掃作業上当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。
- (3) その他特に定めのない事項については、すみやかに監督職員に報告し指示を受けて処理すること。